

共通仕様書(港湾編)
新旧対照表

山口県土木建築部

行又は項目	現行	改訂
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	25. 納品とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。	削除
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	26. 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。	削除
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	27. 書面とは、手書き、印刷等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。	25. 書面とは、手書き、印刷等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	28. 工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来型寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。	26. 工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来型寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	29. 工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来型管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。	27. 工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来型管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	30. 工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。	28. 工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	31. 契約関係書類とは、契約書第9条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、または受注者へ提出される書類をいう。	29. 契約関係書類とは、契約書第9条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、または受注者へ提出される書類をいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	32. 工事管理台帳とは、設計図書に従って工事目的物の完成状態を記録した台帳をいう。	30. 工事管理台帳とは、設計図書に従って工事目的物の完成状態を記録した台帳をいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	33. 工事完成図書とは、工事完成時に納品する成果品をいう。	31. 工事完成図書とは、工事完成時に納品する成果品をいう。

行又は項目	現行	改訂
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	34. 電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。	32. 電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	35. 工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。	33. 工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	36. 工事検査とは、検査職員が契約書第31条、第37条、第38条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。	34. 工事検査とは、検査職員が契約書第31条、第37条、第38条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	37. 同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質または特記仕様書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質または、監督職員の承諾した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。	35. 同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質または特記仕様書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質または、監督職員の承諾した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	38. 工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。	36. 工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	39. 工事開始日とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。	37. 工事開始日とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	40. 工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の建設または測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあつてはそれを含む)の初日をいう。	38. 工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の建設または測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあつてはそれを含む)の初日をいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	41. 工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。	39. 工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	42. 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。	40. 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。

行又は項目	現行	改訂
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	43. 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。	41. 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	44. 工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。	42. 工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	45. 現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。	43. 現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	46. JIS規格とは、日本工業規格をいう。	44. JIS規格とは、日本工業規格をいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	47. SIとは、国際単位系をいう。	45. SIとは、国際単位系をいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	48. 現場発生産品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。	46. 現場発生産品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	49. 「ISO」とは、品質管理・品質保証システムの国際規格をいう。	47. 「ISO」とは、品質管理・品質保証システムの国際規格をいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	50. 段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。	48. 段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	51. 技術検査とは、工事技術検査実施要綱(平成15年3月12日付け監理第1236号)に基づくものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。	49. 技術検査とは、工事技術検査実施要綱(平成15年3月12日付け監理第1236号)に基づくものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。

行又は項目	現行	改訂
第1編 共通編 第2章 材料 第1節 適用	注)ゴム防蔽材については、品質規定の変更(世界標準PIAN2002へ準拠)に伴い、ゴム防蔽材耐久性証明書が必要となるため、移行期間として平成24年3月31日までは、従前の山口県土木工事共通仕様書(港湾編)(平成22年)によることができるものとする。	削除
第1編 共通編 第2章 材料 第2節 土 2-2-1 一般事項	(記載なし)	3. 土の代替としてスラグ類(鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、溶融スラグ等)を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針」の改訂について(平成24年3月30日)を参考にするとし、「循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「土工」の基準を満足する試験成績表を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。
第1編 共通編 第2章 材料 第3節 石材等 2-3-2 砂	(記載なし)	4. 砂の代替としてスラグ類(鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、溶融スラグ等)を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針」の改訂について(平成24年3月30日)を参考にするとし、「循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「地盤改良工、土工」の基準を満足する試験成績表を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。
第1編 共通編 第2章 材料 第3節 石材等 2-3-3 砂利、砕石	(記載なし)	3. 砂利・砕石の代替としてスラグ類(鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、溶融スラグ等)を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針」の改訂について(平成24年3月30日)を参考にするとし、「循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「土工」の基準を満足する試験成績表を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。
第1編 共通編 第2章 材料 第3節 石材等 2-3-4 石	1. 工事に使用する石は、「JIS A 5006 割り石」に適合しなければならない。	1. 工事に使用する石は、「JIS A 5006 割り石」に適合しなければならない。なお、JISに規定する割り石の原石には、「これらに準じる岩石」として鉄鋼スラグ水和固化体製人工石材(以下、「人工石材」と称する。)を含むものとする。ただし、軟石は使用してはならない。
第1編 共通編 第2章 材料 第3節 石材等 2-3-4 石	3. 石の比重及び質量は、設計図書のとおりとする。	3. 石の比重及び規格等は、設計図書のとおりとする。
第1編 共通編 第2章 材料 第3節 石材等 2-3-4 石	4. 受注者は、施工に先立ち石の比重の試験成績表及び産地を明示した書類を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。	4. 受注者は、施工に先立ち石の比重の試験成績表及び産地を明示した書類を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。 なお、準硬石及び人工石材を使用する場合は、設計図書のとおりによる基準を満足する試験成績表を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。
第1編 共通編 第2章 材料 第3節 石材等 2-3-4 石	(記載なし)	5. 設計図書のとおりにより、鉄鋼スラグ水和固化体製人工石材を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針」の改訂について(平成24年3月30日)を参考にするとし、「循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「基礎工、本体工、被覆・根固・消波工、裏込・裏埋工(港湾工事)」の基準を満足する試験成績表を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

行又は項目	現行	改訂																
第1編 共通編 第2章 材料 第4節 骨材 2-4-1 一般事項	<p>道路用砕石、コンクリート用砕石及びコンクリート用スラグ骨材は、以下の規格に適合しなければならない。</p> <p>JIS A 5001「道路用砕石」 JIS A 5005「コンクリート用砕石及び砕砂」 JIS A 5011-1「コンクリート用スラグ骨材(高炉スラグ骨材)」 JIS A 5011-2「コンクリート用スラグ骨材(フェロニッケルスラグ骨材)」 JIS A 5011-3「コンクリート用スラグ骨材(銅スラグ骨材)」 JIS A 5011-4「コンクリート用スラグ骨材(電気炉酸化スラグ骨材)」 JIS A 5015「道路用鉄鋼スラグ」</p>	<p>道路用砕石、コンクリート用砕石及びコンクリート用スラグ骨材は、以下の規格に適合しなければならない。</p> <p>JIS A 5001「道路用砕石」 JIS A 5005「コンクリート用砕石及び砕砂」 JIS A 5011-1「コンクリート用スラグ骨材(高炉スラグ骨材)」 JIS A 5011-2「コンクリート用スラグ骨材(フェロニッケルスラグ骨材)」 JIS A 5011-3「コンクリート用スラグ骨材(銅スラグ骨材)」 JIS A 5011-4「コンクリート用スラグ骨材(電気炉酸化スラグ骨材)」 JIS A 5015「道路用鉄鋼スラグ」 JIS A 5021「コンクリート用再生骨材H」</p> <p>なお、骨材の代替としてスラグ類を(鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、熔融スラグ等)を使用する場合は、「港湾・空港等整備におけるリサイクル技術指針」の改訂について(平成24年3月30日)を参考にするとし、「循環資材の主な用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「コンクリート工、コンクリート製品又は舗装工」の基準を満足する試験成績表を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。</p>																
第1編 共通編 第2章 材料 第4節 骨材 2-4-2 セメントコンクリート用骨材	<p>2.(5)JIS A 5011-1の中で「高炉スラグ粗骨材」(L、N)のうち、Lが使用できるのは「耐凍害性が重要視されず、かつ、設計基準強度が21N/mm²の場合に限る。</p>	<p>2.(5)JIS A 5011-1の中で「高炉スラグ粗骨材」(L、N)のうち、Lが使用できるのは「耐凍害性が重要視されず、かつ、設計基準強度が21N/mm²未満」の場合に限る。</p>																
第1編 共通編 第2章 材料 第4節 骨材 2-4-4 アスファルトコンクリート用骨材	<p>表2-5 骨材の粒度分布</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>最大粒径(mm)</th> <th>②密粒度アスファルト混合物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.36mm</td> <td>30~55</td> </tr> <tr> <td>600μ m</td> <td>18~30</td> </tr> <tr> <td>300μ m</td> <td>10~21</td> </tr> </tbody> </table>	最大粒径(mm)	②密粒度アスファルト混合物	2.36mm	30~55	600μ m	18~30	300μ m	10~21	<p>表2-5 骨材の粒度分布</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>最大粒径(mm)</th> <th>②密粒度アスファルト混合物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.36mm</td> <td>35~50</td> </tr> <tr> <td>600μ m</td> <td>18~30</td> </tr> <tr> <td>300μ m</td> <td>10~21</td> </tr> </tbody> </table>	最大粒径(mm)	②密粒度アスファルト混合物	2.36mm	35~50	600μ m	18~30	300μ m	10~21
最大粒径(mm)	②密粒度アスファルト混合物																	
2.36mm	30~55																	
600μ m	18~30																	
300μ m	10~21																	
最大粒径(mm)	②密粒度アスファルト混合物																	
2.36mm	35~50																	
600μ m	18~30																	
300μ m	10~21																	
第1編 共通編 第2章 材料 第13節 防眩材 2-13-1 ゴム防眩材	<p>注)ゴム防眩材については、平成24年3月31日までは、従前の山口県土木工事共通仕様書(港湾編)(平成22年)にすることができるものとする。</p>	<p>削除</p>																
第1編 共通編 第2章 材料 第18節 アスファルトコンクリート 2-18-1 アスファルト舗装	<p>3. 受注者は、加熱アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、設計配合を行い監督職員に提出し、承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)がある配合設計の場合、または舗装撤去復旧等簡易なものの場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書を監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。また、アスファルト混合物事前審査制度を適用する場合、受注者は、配合報告書の品質証明に替えて事前審査認定書の写しを監督職員に提出し、承諾を得なければならない。</p>	<p>3. 受注者は、加熱アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、設計配合を行い監督職員に提出し、承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)がある配合設計の場合、または舗装撤去復旧等簡易なものの場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書を監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。また、アスファルト混合物事前審査制度の事前審査で認定された加熱アスファルトを使用する場合は、事前に認定書(認定証、混合物総括表)の写しを監督職員に提出し、承諾を得なければならない。この場合、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する配合設計、試験成績表の提出は省略できる。</p>																
第1編 共通編 第2章 材料 第18節 アスファルトコンクリート 2-18-1 アスファルト舗装	<p>4. 受注者は、舗設に先立ち、本条第3項の配合設計により、加熱アスファルト混合物のアスファルト量を決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表2-12に示す基準値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、これまでに製造実績のある混合物の場合、または舗装撤去復旧等簡易なものの場合には、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)または、定期試験による試験練り結果報告書を監督職員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。</p>	<p>4. 受注者は、舗設に先立ち、本条第3項の配合設計により、加熱アスファルト混合物のアスファルト量を決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表2-12に示す基準値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、これまでに製造実績のある混合物の場合、または舗装撤去復旧等簡易なものの場合には、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)または、定期試験による試験練り結果報告書を監督職員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。また、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定された加熱アスファルトの使用を監督職員が承諾した場合は、試験練りを省略することができる。</p>																
第1編 共通編 第4章 無筋・鉄筋コンクリート 第14節 水中不分散性コンクリート 4-14-5 品質管理	<p>3. コンクリートの試験 (4)</p> <p>表4-4 スランプロー・空気量の許容差</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管理項目</th> <th>許容差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スランプロー</td> <td>±3.0cm</td> </tr> <tr> <td>空気量</td> <td>+1.0%</td> </tr> </tbody> </table>	管理項目	許容差	スランプロー	±3.0cm	空気量	+1.0%	<p>3. コンクリートの試験 (4)</p> <p>表4-4 スランプロー・空気量の許容差</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管理項目</th> <th>許容差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スランプロー</td> <td>±3.0cm</td> </tr> <tr> <td>空気量</td> <td>±1.5%</td> </tr> </tbody> </table>	管理項目	許容差	スランプロー	±3.0cm	空気量	±1.5%				
管理項目	許容差																	
スランプロー	±3.0cm																	
空気量	+1.0%																	
管理項目	許容差																	
スランプロー	±3.0cm																	
空気量	±1.5%																	

行又は項目	現行	改訂
第1編 共通編 第5章 一般施工 第1節 適用	1. 注)ゴム防眩材については、品質規定の変更(世界標準PIAN2002へ準拠)に伴い、ゴム防眩材耐久性証明書が必要となるため、移行期間として平成24年3月31日までは従前どおり山口県土木工事共通仕様書(港湾編)(平成22年)によることができるものとする。	1. 削除
第1編 共通編 第5章 一般施工 第2節 適用すべき諸基準	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説(平成19年7月) 国土交通省 ダイオキシン類に係る水底土砂の判断基準について(平成15年9月25日)	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説(平成19年7月) 国土交通省 ダイオキシン類に係る水底土砂の判断基準について (平成15年9月25日 国総環計第65号)
第1編 共通編 第5章 一般施工 第3節 共通の工種 5-3-11 蓋コンクリート工	1. 蓋コンクリート (4)受注者は、蓋コンクリートにアンカーを取付ける場合、事前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	1. 蓋コンクリート 削除
第1編 共通編 第5章 一般施工 第17節 付属工 5-17-2 係船柱工	1. 係船柱 (3)施工 ②(ロ) 素地調整後、下塗を始めるまでの最長時間は、事前に監督職員の承諾を得なければならない。	1. 係船柱 (3)施工 ②(ロ) 素地調整後、下塗を始めるまでの最長時間は、 4時間以内とする。
第1編 共通編 第5章 一般施工 第17節 付属工 5-17-3 防眩材工	1. 防眩材 注)ゴム防眩材については、平成24年3月31日までは従前どおり山口県土木工事共通仕様書(港湾編)(平成22年)によることができるものとする。	1. 防眩材 削除
第1編 共通編 第5章 一般施工 第17節 付属工 5-17-3 防眩材工	1. 防眩材 (1)製作 ①(ゴム防眩材 ハ)(ハ) 防眩材の設計において、温度や接岸速度がゴム防眩材の性能に及ぼす影響を考慮している場合には、品質管理の観点から温度係数・速度係数を表す性能を示すデータを事前に監督職員に提出し承諾を得なければならない。(「防眩材システム設計の指針2002(国際航路協会)参照」)	1. 防眩材 (1)製作 ①(ゴム防眩材 ハ)(ハ) 削除
第2編 港湾編 第1章 航路、泊地、船だまり ～ 第6章 臨港道路 第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (平成19年7月) 日本港湾協会 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (国土交通省港湾局 平成23年3月)	第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (平成19年7月) 日本港湾協会 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (国土交通省港湾局 平成 24年4月)
第3編 海岸編 第1章 堤防、防潮堤、護岸 ～ 第5章 養浜 第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 海岸保全施設技術研究会編 海岸保全施設の技術上の基準・同解説 (平成16年6月) 日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (平成19年7月) 日本港湾協会 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (国土交通省港湾局 平成23年3月)	第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 海岸保全施設技術研究会編 海岸保全施設の技術上の基準・同解説 (平成16年6月) 日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (平成19年7月) 日本港湾協会 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (国土交通省港湾局 平成 24年4月)

施工管理基準(港湾編)
品質管理
新旧対照表

山口県土木建築部

行又は項目	現行	改訂
施工管理基準(港湾編)品質管理 12. 防眩材 12-1 ゴム防眩材	区分 1) ゴム防眩材 管理項目: 材質 の備考欄 平成24年3月31日までは従前どおり山口県土木工事共通仕様書(港湾編)(平成22年)によることができるものとする。	区分 1) ゴム防眩材 管理項目: 材質 の備考欄 削除
施工管理基準(港湾編)品質管理 17. アスファルトコンクリート 17-1 アスファルト舗装	区分 1) アスファルトコンクリート 管理項目: 混合物 品質規格: 規準密度の94%以上	区分 1) アスファルトコンクリート 管理項目: 混合物 品質規格: 基準 密度の94%以上

施工管理基準(港湾編)
出来形管理
新旧対照表

山口県土木建築部

行又は項目	現行	改訂
施工管理基準(港湾編)出来形管理 1. 共通の工種 1-2 締固工	工種 1. ロッドコンパクション 管理項目:位置 測定単位: 1cm	工種 1. ロッドコンパクション 管理項目:位置 測定単位: 10cm
施工管理基準(港湾編)出来形管理 1. 共通の工種 1-3 固化工	工種 1. 深層混合処理杭 管理項目:位置 備考: 自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要	工種 1. 深層混合処理杭 管理項目:位置 備考: 様式・出来形1-3-1参照 自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要
施工管理基準(港湾編)出来形管理 1. 共通の工種 1-4 洗掘防止工	工種 1. 洗掘防止	工種 1. 洗掘防止
施工管理基準(港湾編)出来形管理 1. 共通の工種 1-8 鋼矢板工	工種 1. 先行掘削 管理項目:位置 測定方法: トランシット、スチールテープ等により測定	工種 1. 先行掘削 管理項目:位置 測定方法: トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定
施工管理基準(港湾編)出来形管理 1. 共通の工種 1-8 鋼矢板工	工種 2. イ)鋼矢板 管理項目:矢板法線に対する出入り 測定方法: トランシット、スチールテープ等により測定 測定密度: 打込完了時、20枚1枚及び計画法線の変化点	工種 2. イ)鋼矢板 管理項目:矢板法線に対する出入り 測定方法: トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定 測定密度: 打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点
施工管理基準(港湾編)出来形管理 1. 共通の工種 1-8 鋼矢板工	工種 2. イ)鋼矢板 管理項目:矢板法線に対する傾斜 測定方法: トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定 測定密度: 打込完了時、20枚1枚及び計画法線の変化点	工種 2. イ)鋼矢板 管理項目:矢板法線に対する傾斜 測定方法: トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定 測定密度: 打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点
施工管理基準(港湾編)出来形管理 1. 共通の工種 1-8 鋼矢板工	工種 2. イ)鋼矢板 管理項目:矢板法線方向の傾斜 測定方法: トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	工種 2. イ)鋼矢板 管理項目:矢板法線方向の傾斜 測定方法: トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定
施工管理基準(港湾編)出来形管理 1. 共通の工種 1-8 鋼矢板工	工種 2. ロ)鋼管矢板 管理項目:打込記録 測定密度: 20枚に1本	工種 2. ロ)鋼管矢板 管理項目:打込記録 測定密度: 20本に1本

行又は項目	現行	改訂
施工管理基準(港湾編)出来形管理 1. 共通の工種 1-8 鋼矢板工	工種 2. ロ鋼管矢板 管理項目: 矢板法線に対する出入り 測定方法: トランシット、スチールテープ等により測定 測定密度: 打込完了時、10本1本及び計画法線の変化点	工種 2. ロ鋼管矢板 管理項目: 矢板法線に対する出入り 測定方法: トランシット、 光波測距儀 、スチールテープ等により測定 測定密度: 打込完了時、10本に1本及び計画法線の変化点
	工種 2. ロ鋼管矢板 管理項目: 矢板法線に対する傾斜 管理項目: 矢板法線方向の傾斜 測定方法: トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	工種 2. ロ鋼管矢板 管理項目: 矢板法線に対する傾斜 管理項目: 矢板法線方向の傾斜 測定方法: トランシット、 光波測距儀 、下げ振り、傾斜計等により測定
施工管理基準(港湾編)出来形管理 1. 共通の工種 1-8 鋼矢板工	工種 2. ロ鋼管矢板 管理項目: 矢板天端高 測定密度: 打込完了時、10本1本	工種 2. ロ鋼管矢板 管理項目: 矢板天端高 測定密度: 打込完了時、10本に1本
施工管理基準(港湾編)出来形管理 1. 共通の工種 1-9 控工	工種 1. 控鋼矢板 管理項目: 矢板法線に対する出入り 測定方法: トランシット、スチールテープ等により測定	工種 1. 控鋼矢板 管理項目: 矢板法線に対する出入り 測定方法: トランシット、 光波測距儀 、スチールテープ等により測定
施工管理基準(港湾編)出来形管理 1. 共通の工種 1-9 控工	工種 1. 控鋼矢板 管理項目: 矢板法線に対する傾斜 管理項目: 矢板法線方向の傾斜 測定方法: トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	工種 1. 控鋼矢板 管理項目: 矢板法線に対する傾斜 管理項目: 矢板法線方向の傾斜 測定方法: トランシット、 光波測距儀 、下げ振り、傾斜計等により測定
施工管理基準(港湾編)出来形管理 1. 共通の工種 1-9 控工	工種 2. 控鋼杭 管理項目: 杭頭中心位置 測定方法: トランシット、スチールテープ等により測定	工種 2. 控鋼杭 管理項目: 杭頭中心位置 測定方法: トランシット、 光波測距儀 、スチールテープ等により測定
施工管理基準(港湾編)出来形管理 1. 共通の工種 1-9 控工	工種 2. 控鋼杭 管理項目: 杭の傾斜 測定方法: トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	工種 2. 控鋼杭 管理項目: 杭の傾斜 測定方法: トランシット、 光波測距儀 、下げ振り、傾斜計等により測定
施工管理基準(港湾編)出来形管理 1. 共通の工種 1-9 控工	工種 3. プレキャストコンクリート控壁 管理項目: 法線に対する出入 測定方法: トランシット、スチールテープ等により測定	工種 3. プレキャストコンクリート控壁 管理項目: 法線に対する出入 測定方法: トランシット、 光波測距儀 、スチールテープ等により測定

行又は項目	現行	改訂
施工管理基準(港湾編)出来形管理 1. 共通の工種 1-9 控工	工種 4. 場所打コンクリート控壁 管理項目:法線に対する出入 測定方法: トランシット、スチールテープ等により測定	工種 4. 場所打コンクリート控壁 管理項目:法線に対する出入 測定方法: トランシット、 光波測距儀 、スチールテープ等により測定
施工管理基準(港湾編)出来形管理 1. 共通の工種 1-10 鋼杭工	工種 2. 鋼杭 管理項目:杭頭中心位置 測定方法: トランシット、スチールテープ等により測定	工種 2. 鋼杭 管理項目:杭頭中心位置 測定方法: トランシット、 光波測距儀 、スチールテープ等により測定
施工管理基準(港湾編)出来形管理 1. 共通の工種 1-10 鋼杭工	工種 2. 鋼杭 管理項目:杭の傾斜 測定方法: トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	工種 2. 鋼杭 管理項目:杭の傾斜 測定方法: トランシット、 光波測距儀 、下げ振り、傾斜計等により測定
施工管理基準(港湾編)出来形管理 1. 共通の工種 1-11 コンクリート杭工	工種 1. コンクリート杭 管理項目:杭頭中心位置 測定方法: トランシット、スチールテープ等により測定	工種 1. コンクリート杭 管理項目:杭頭中心位置 測定方法: トランシット、 光波測距儀 、スチールテープ等により測定
施工管理基準(港湾編)出来形管理 1. 共通の工種 1-11 コンクリート杭工	工種 1. コンクリート杭 管理項目:杭の傾斜 測定方法: トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	工種 1. コンクリート杭 管理項目:杭の傾斜 測定方法: トランシット、 光波測距儀 、下げ振り、傾斜計等により測定
施工管理基準(港湾編)出来形管理 1. 共通の工種 1-14 アスファルト舗装工	工種 1. 下層路盤 工種 2. 上層路盤 工種 3. 基層 工種 4. 表層	(管理基準を削除) 山口県土木工事共通仕様書 第3編 第2章 第6節 第5条のアスファルト舗装工を適用
施工管理基準(港湾編)出来形管理 1. 共通の工種 1-15 植生工	工種 1. 張芝 工種 2. 筋芝 管理項目:材料の使用数量 管理項目:長さ、幅(面積) 測定密度: 施行完了後	工種 1. 張芝 工種 2. 筋芝 管理項目:材料の使用数量 管理項目:長さ、幅(面積) 測定密度: 施工 完了後
施工管理基準(港湾編)出来形管理 1. 共通の工種 1-15 植生工	工種 1. 張芝 工種 2. 筋芝 管理項目:植生状況 測定密度: 施行完了後、区域全体	工種 1. 張芝 工種 2. 筋芝 管理項目:植生状況 測定密度: 施工 完了後、区域全体

行又は項目	現行	改訂
施工管理基準(港湾編)出来形管理 1. 共通の工種 1-15 植生工	工種 3. 播種 工種 4. 種子吹付 管理項目:材料の使用数量 管理項目:長さ、幅(面積) 測定密度: 施行完了後	工種 3. 播種 工種 4. 種子吹付 管理項目:材料の使用数量 管理項目:長さ、幅(面積) 測定密度: 施工完了後
施工管理基準(港湾編)出来形管理 1. 共通の工種 1-15 植生工	工種 5. 植栽 管理項目:植付け状況 測定密度: 施行完了後、全本数	工種 5. 植栽 管理項目:植付け状況 測定密度: 施工完了後、全本数
施工管理基準(港湾編)出来形管理 3. 海上地盤改良工 3-1 床掘工	3-1 床掘工 工種 1. ポンプ床掘 工種 2. グラブ床掘	3-1 床掘工 工種 1. ポンプ床掘 工種 2. グラブ床掘 工種 3. 硬土盤床掘 工種 4. 砕岩床掘 工種 5. バックホウ床掘
施工管理基準(港湾編)出来形管理 3. 海上地盤改良工 3-2 置換工	工種 1. 置換材均し 管理項目:延長 測定密度: 施行完了後	工種 1. 置換材均し 管理項目:延長 測定密度: 施工完了後
施工管理基準(港湾編)出来形管理 4. 基礎工 4-1 基礎盛砂工	工種 1. 盛砂均し 管理項目:延長 測定密度: 施行完了後	工種 1. 盛砂均し 管理項目:延長 測定密度: 施工完了後
施工管理基準(港湾編)出来形管理 4. 基礎工 4-2 洗掘防止工	4-2 洗掘防止工 工種: 洗掘防止工 備考: 1-4洗掘防止工を適用する。	4-2 洗掘防止工 工種: 洗掘防止工 備考: 1-4洗掘防止工を適用する。
施工管理基準(港湾編)出来形管理 4. 基礎工 4-4 基礎ブロック工	工種 2. 基礎ブロック据付 管理項目:延長 測定密度: 据付完了後、方線上(最上段のみ)	工種 2. 基礎ブロック据付 管理項目:延長 測定密度: 据付完了後、法線上(最上段のみ)

行又は項目	現行	改訂
施工管理基準(港湾編)出来形管理 6. 本体工(ブロック式) 6-1 本体ブロック製作工	6-1 本体ブロック制作工	6-1 本体ブロック製作工
施工管理基準(港湾編)出来形管理 8. 本体工(捨石・捨ブロック式) 8-1 洗掘防止工	8-1 洗掘防止工 工種: 洗掘防止工 備考: 1-4洗掘防止工を適用する。	8-1 洗掘防止工 工種: 洗掘防止工 備考: 1-4洗掘防止工を適用する。
施工管理基準(港湾編)出来形管理 11. 本体工(鋼杭式) 11-1 鋼杭式工	11-1 鋼杭式	11-1 鋼杭式工
施工管理基準(港湾編)出来形管理 16. 消波工 16-1 洗掘防止工	16-1 洗掘防止工 工種: 洗掘防止工 備考: 1-4洗掘防止工を適用する。	16-1 洗掘防止工 工種: 洗掘防止工 備考: 1-4洗掘防止工を適用する。
施工管理基準(港湾編)出来形管理 20. 舗装工 20-2 アスファルト舗装工	工種: アスファルト舗装工	(管理基準を削除) 山口県土木工事共通仕様書 第3編 第2章 第6節 第5条のアスファルト舗装工を適用
施工管理基準(港湾編)出来形管理 22. 構造物撤去工 22-1 取壊し工	工種 1. コンクリート取壊し 管理項目: (記載なし) 測定方法: (記載なし) 測定密度: (記載なし) 測定単位: (記載なし) 結果の整理方法: (記載なし) 許容範囲: (記載なし)	工種 1. コンクリート取壊し 管理項目: 幅、高さ、延長 測定方法: トランシット、スチールテープ等により測定 測定密度: 【特】による。 測定単位: 【特】による。 結果の整理方法: 管理表を作成し提出 許容範囲: 【特】による。
施工管理基準(港湾編)出来形管理 22. 構造物撤去工 22-1 取壊し工	工種 1. コンクリート取壊し 管理項目: 外観 測定方法: 目視による観察 測定密度: 全数 許容範囲: (記載なし)	工種 1. コンクリート取壊し 管理項目: 外観 測定方法: 目視又は潜水士による観察 測定密度: 【特】による。 許容範囲: 【特】による。

行又は項目	現行	改訂
施工管理基準(港湾編)出来形管理 22. 構造物撤去工 22-2 撤去工	工種 1. 水中コンクリート撤去 管理項目: 外観 測定密度: 全数	工種 1. 水中コンクリート撤去 管理項目: 外観 測定密度: 【特】による。
施工管理基準(港湾編)出来形管理 22. 構造物撤去工 22-2 撤去工	工種 2. 鋼矢板等切断撤去 管理項目: 形状寸法 測定密度: 全数	工種 2. 鋼矢板等切断撤去 管理項目: 幅、高さ、延長 測定密度: 【特】による。
施工管理基準(港湾編)出来形管理 22. 構造物撤去工 22-2 撤去工	工種 2. 鋼矢板等切断撤去 管理項目: 外観 測定密度: 全数	工種 2. 鋼矢板等切断撤去 管理項目: 外観 測定密度: 【特】による。
施工管理基準(港湾編)出来形管理 22. 構造物撤去工 22-2 撤去工	工種 3. 腹起・タイ材撤去 管理項目: 形状寸法 管理項目: 外観 測定密度: 全数	工種 3. 腹起・タイ材撤去 管理項目: 形状寸法 管理項目: 外観 測定密度: 【特】による。
施工管理基準(港湾編)出来形管理 22. 構造物撤去工 22-2 撤去工	工種 4. 舗装版撤去 管理項目: 外観 測定密度: 全数	工種 4. 舗装版撤去 管理項目: 外観 測定密度: 【特】による。
施工管理基準(港湾編)出来形管理 22. 構造物撤去工 22-2 撤去工	工種 5. 石材撤去 管理項目: 外観 測定密度: 全数	工種 5. 石材撤去 管理項目: 外観 測定密度: 【特】による。
施工管理基準(港湾編)出来形管理 22. 構造物撤去工 22-2 撤去工	工種 6. ケーソン撤去 管理項目: 形状寸法 管理項目: 外観 測定密度: 全数	工種 6. ケーソン撤去 管理項目: 形状寸法 管理項目: 外観 測定密度: 【特】による。
施工管理基準(港湾編)出来形管理 22. 構造物撤去工 22-2 撤去工	工種 7. ブロック撤去 管理項目: 形状寸法 管理項目: 外観 測定密度: 全数	工種 7. ブロック撤去 管理項目: 形状寸法 管理項目: 外観 測定密度: 【特】による。

行又は項目	現行	改訂
施工管理基準(港湾編)出来形管理 22. 構造物撤去工 22-2 撤去工	工種 8. 鋼矢板・H形鋼杭引抜き撤去 管理項目: 形状寸法 管理項目: 外観 測定密度: 全数	工種 8. 鋼矢板・H形鋼杭引抜き撤去 管理項目: 形状寸法 管理項目: 外観 測定密度: 【特】による。
施工管理基準(港湾編)出来形管理 27. 道路舗装工 27-2 アスファルト舗装工	工種: アスファルト舗装工	(管理基準を削除) 山口県土木工事共通仕様書 第3編 第2章 第6節 第5条のアスファルト舗装工を適用